

「徳島県土木施設占用等申請システム」 基本操作の流れ



URLはこちら ⇒ <https://senyo.pref.tokushima.lg.jp/biz-user>
※県ホームページなどから、キーワード検索してアクセスしてください。

システムページへは、「管理箇所表示ページ」
からも移動できます。

(URL)
<https://senyo.pref.tokushima.lg.jp/zone-fig>



1 まずは利用者登録をしましょう。

ログイン画面からユーザー登録を行います。

※個人の方は、**運転免許等の本人確認書類**、法人の場合は、**登記簿等**の添付が必要です。カメラ撮影やスキャン等でご用意ください。



2 利用者登録をしてログインした後、 画面左上の「menu」をクリックしてください。

サイドウィンドウが出るので、申請する分野をクリックし、
(右図では公園をクリック) 提出したい申請を選んでください。



3 システムの案内に従い、必要事項を選択したり、 入力をしてください。

選択、入力が終わったら、画面右下の「次へ」をクリックすると次のページへ進みます。ページが長く、下にスクロールが必要なページがありますのでご注意ください。



「何を記入したらいいのか」、「何の資料を添付したらいいのか」など、内容について不明な場合は、各担当庁舎へお問い合わせください。

4 占用料金のページでは、物件の種類や期間などから金額が自動計算されます。

金額が間違っている場合は修正をしてください。
なお、減免には条件がありますので事前に確認をお願いします。
※申請によっては、料金が発生しない場合もあります。



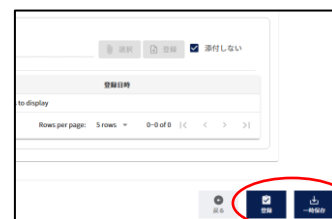
5 位置図、平面図のほか必要な資料を添付してください。(位置図は必須です。)

必要な資料が不明な場合は、事前に各担当庁舎へお問い合わせください。



6 最後の確認のページで内容を確認してください。画面右下の「登録」をクリックすると、その日の日付で申請となります。

登録(申請)せず一時保存する場合は「一時保存」をクリックしてください。「menu」-「照会」-「占用等申請」ページで選択し、再編集が可能です。



申請までの基本的な操作は以上です。

その後、担当庁舎(県)で受付、審査等の処理を行い、内容に問題がなければ
許可書(PDFデータ)の発行をメールでお知らせします。

また、使用料金の支払いがある場合は、**別途、納付書が送られてきますので、速やかな入金をお願いします。**



システム全般
利用申請 に関すること



徳島県 県土整備部

(道路) 高規格道路課	088-621-2547	(河川) 河川政策課	088-621-2627
(砂防) 砂防防災課	088-621-2541	(公園) 都市計画課	088-621-2568

占用申請
審査 に関すること

申請先の各庁舎 (※下記一覧を参照)

<徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、北島町、藍住町>
徳島庁舎 088-653-8817(道路)、8847(河川、砂防)、8838(公園)
<鳴門市、松茂町、板野町>
鳴門総合S C 088-684-4582(道路)、4581(河川、砂防)、4584(公園)
<吉野川市、阿波市、石井町、上板町>
吉野川庁舎 0883-26-3731(道路)、3729(河川、砂防)
<阿南市>
阿南庁舎 0884-24-4236(道路)、4234(河川、砂防)、4231(公園)

<那賀町>
那賀庁舎 0884-62-0106(道路)、0106(河川、砂防)
<牟岐町、海陽町>
美波庁舎 0884-74-7410(道路)、7461(河川、砂防)
<三好市、東みよし町>
三好庁舎 0883-76-0619(道路)、0617(河川、砂防)
<美馬市、つるぎ町>
美馬庁舎 0883-53-2232(道路)、2231(河川、砂防)